

家庭用品品質表示法

をご存じですか？

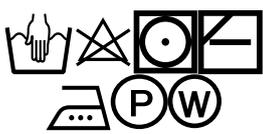
対象製品には**品質表示**が必要です。

○ 家庭用品品質表示法とは・・・

一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的に制定された法律です。

○ 品質表示の内容例

品目ごとに表示事項や表示方法が定められています。

| 繊維製品 | 合成樹脂加工品（台所用容器） | 電気機械器具（電気洗濯機） |
|--|--|---|
| 綿 100%  〇〇繊維（株） TEL 03-9999-9999 | 原料樹脂 スチロール樹脂 耐熱温度 80℃ 対例温度 -20℃ 容 量 300ml 取扱い上の注意 ・火のそばに置かないでください。 ・レモン等柑橘類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがあります。 ABC樹脂（株） 住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地 | 標準使用水量 120 リットル 外形寸法 幅 650 mm 奥行き 385 mm 高さ 855 mm 使用上の注意 ・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項 ・設置に関する注意事項 〇〇電器産業（株） |

○ 品質表示が必要な製品

一般消費者の通常生活に使用されている**繊維製品**、**合成樹脂加工品**、**電気機械器具**及び**雑貨工業品**のうち、消費者が購入するときに品質を識別することが困難で、かつ品質を識別することが特に必要な品目が指定され、現在は 90 品目が対象となっています。

○ 表示を行う者

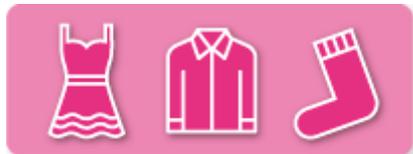
表示を行う者は、製造業者、販売業者又はこれらから表示の委託を受けた表示業者のいずれかです。

○ 詳しい表示方法について

家庭用品品質表示法に基づく各規程等については、消費者庁 家庭用品品質表示法のホームページにてご覧いただけます。

家庭用品については、適正な品質表示を付した製品の販売に努めてください。

繊維製品（35 品目）



糸 / 織物、ニット生地及びレース生地 / 上衣 / スボン / スカート / ドレス及びホームドレス / プルオーバー、カーディガンその他のセーター / ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、その他のシャツ / ブラウス / エプロン、かっぽう着、事務服及び作業着 / オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート / 子供用オーバーオール及びロンパース / 下着 / 寝衣 / 靴下 / 足袋 / 手袋 / ハンカチ / 毛布 / 敷布 / タオル及び手ぬぐい / 羽織及び着物 / マフラー、スカーフ及びショール / ひざ掛け / カーテン / 床敷物（パイルのあるものに限る） / 上掛け（タオル製のものに限る） / ふとん / 毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプレッド / テーブル掛け / ネクタイ / 水着 / ふろしき / 帯 / 帯締め及び羽織ひも

合成樹脂加工品（8 品目）



洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具 / かご / 盆 / 水筒 / 食事用、食卓用又は台所用の器具 / ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋 / 湯たんぽ / 可搬型便器及び便所の器具（固定式のものを除く）

電気機械器具（17 品目）



電気洗濯機 / ジャー炊飯器 / 電気毛布 / 電気掃除機 / 電気冷蔵庫 / 換気扇 / エアコンディショナー / テレビジョン受信機 / 電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー / 電気パネルヒーター / 電気ポット / 電気ロースター / 電気かみそり / 電子レンジ / 卓上スタンド用けい光灯器具 / 電気ホットプレート / 電気コーヒー沸器

雑貨工業品（30 品目）



魔法瓶 / かばん / 洋傘 / 合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん、住宅用又は家具用の洗剤 / 住宅用又は家具用ワックス / ウレタンフォームマットレス、スプリングマットレス / 靴 / 革又は合成皮革の手袋 / 机及びテーブル / いす、腰掛け及び座いす / たんす / 合成ゴム製のまな板 / 革又は合成皮革の上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びプルオーバー、カーディガン、その他のセーター / 塗料 / ティッシュペーパー及びトイレットペーパー / 漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具 / 接着剤 / 強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具 / ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具 / ショッピングカート / サングラス / 歯ブラシ / 食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく / ほ乳用具 / なべ / 湯沸かし / 障子紙 / 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤 / 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：クレンザー、その他の磨き剤 / 浄水器

※家庭用品品質表示法の対象製品を日本に輸入して販売する場合にも、法に基づいた表示が必要です。



那覇市

市民文化部 市民生活安全課

TEL 098-862-9955